

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第

卷五十二第

行發日一月一十年二和昭

## 論叢

利子の泉源について . . . . . 文學博士 高田 保馬

租税に於ける家計 . . . . . 法學博士 神戶 正雄

近世貿易の趨勢 . . . . . 文學博士 三浦 周行

徳川時代に於ける長崎の支那貿易 . . . . . 文學博士 矢野 仁一

普遍化了解科學 . . . . . 文學博士 米田庄太郎

文化現象の凝集作用 . . . . . 法學士 恒藤 恭

## 說苑

岡山藩の自營船廠 . . . . . 經濟學士 黒正 巖

## 雜錄

明治維新の成否に關する雜新當時の一觀察 . . . . . 經濟學博士 本庄榮治郎

産業界變動の豫測 . . . . . 經濟學士 大塚 一朗

海上保險の發顯地に關する一異說 . . . . . 經濟學士 近藤 文二

戰前戰後の歐洲財政 . . . . . 經濟學博士 沙見 三郎

大正四年八月二十一日第三編發行

(裝 轉 載)

## 近世貿易の趨勢

### 三 浦 周 行

#### 一 和蘭及び清貿易

江戸時代に入つて、幕府が鎖國の方針を決定してから以來、對馬宗氏の朝鮮貿易と薩摩島津氏の琉球を通しての支那貿易とがあつたけれども、もとより其數額も少く、幕府は敢てこれに干渉しようと思はなかつたからこれは別として、外國の爲めに開かれた港としては、唯一の長崎港がある丈であつた。而かも東洋諸國の中では支那、歐洲では和蘭の一國の商船のみがこゝに出入して貿易を營むことを許されて居たに過ぎない。而かも何れも長崎會所に於て營まれた一種の官貿易であつた。就中支那貿易即ち所謂唐貿易は、同じく東洋國民として、古來歴史的に我國民との間に一種の親しみを有つて居た支那人相手である爲めに、初めは長崎町中に市民との雜居を許されて居たのであるが、和蘭商人に至りては、寛永十八年に平戸から長崎に移されたからは、先きに葡萄牙人の爲めに居留地として開放されて居つた出島の南蠻館跡に居ることを許された丈で、其

市中での出入往來には頗る嚴重なる制限を設けられて居つた。これ一つには幕府の當路者を驅つて鎖國の斷行に出でさせた耶蘇教に對する警戒から來て居ること勿論であるが、今一つは拔荷即ち密貿易を取締るが爲めであつた。就中耶蘇教の禁は國策として、最も重きを置かれたこと言ふ迄もなく、和蘭商館の如きは、耶蘇教徒が、他の外國船に搭乘して來朝するものがあると言ふならば、速に告發することを命ぜられ、若しこれに違反した場合には、和蘭の貿易其者をも禁止すると迄嚴達されて居たのである。それが後年に至つては西洋の新聞を幕府に報ずる所謂風聞書の提出ともなつて現れた。和蘭はもとより以上の國禁を犯すが如き事は敢てせなかつたが、後に至つてこれが違反事項は却て清の貿易に於て見出された。清はもとより耶蘇教徒を我れに送るが如き事はなかつたけれども、其輸入圖書中に、往々耶蘇教を説いたもの、混じて居つたことは、貞享二年長崎の向井兼丸の告發に依つて知れたから、爾來幕府はこれに向つて大に警戒を加ふることとなり、禁書の目を設けて所謂切支丹書籍の輸入を嚴禁し、既に國內に輸入されたものは、發見次第これを燒棄することにした。これと共に幕府の財政當局の憂慮したことは、國內の金銀銅が少からず國外に流出する一事であつた。(第一)開港地は只一港に限られては居たけれども、入港の隻數にも、貿易の數額にも、何等の制限があるのではなく、且つ(第二)當時和蘭の輸入品は何れも生糸其他の贅澤品が多かつたのに反して、我國からの輸出品は、金銀銅の如き有用なる金

屬であつた。和蘭人も支那人も我國民の海外の事情に暗いのに乗じて自家に有利な比率を以て取引を行つた爲めに、國內では金銀貨が騰貴したばかりでなく、其著しき缺乏を來たすことゝなつて、慶長十四年に貿易に金を渡すことを廢して丁銀に代へたものが、寛文八年には銀を禁じて金を渡すを許し、元祿八年には更に一定の銀額に對する銅の代物替に代へたけれども、それも間もなく銅の缺乏を來たし、享保十年には長崎に貿易に要する銅の鑄造を掌らせる鑄銅所を設けた。其所在地には今銅座町の名が傳つて居る。而かもそれも其目的を達しないで元文三年にはこれを閉鎖し、大阪に同様の目的を以て長崎銅會所即ち銅座を設立して全國の銅鑛から發掘する銅をこゝに運ばせたが、此專賣制は却つて銅の産出高を減少するの結果を生じた。

長崎に於ける和蘭貿易ばかりでなく此時代の初期の唐貿易に於ても、矢張生糸が主なる輸入貿易品であつたが、我れはこれに對して支那人の常食とする魚貝海藻等を以てしたから、和蘭貿易に於ける金銀貨の流出を償ふ利益がないではなかつたけれども、其代りに入港船隻の多かつた事は殆ど比較にもならぬ程であつたのみならず、海上の往來も頗る容易であつたから、従つて密貿易が行はれ易く、官私の貿易の數額の如きも、亦頗る巨額に上り、且つ銀貨國の事として、我銀貨の流出は莫大の高に達し、剩へ前にも擧げたやうな耶蘇教關係圖書の輸入事實さへあつて、其制止は頗る困難とされたところである。

## 二 貿易の制限

是に於て兩國の貿易に對しては逐年制限を加へらるゝことゝなつた。寛文中和蘭商人の輸出金額に制限(一箇年五萬兩)を加へたのを始めとして、貞享二年からは和蘭貿易を五萬兩、唐貿易を八萬七千兩(銀六千貫目)に制限した。斯くて幕府の財政窮乏に基く改革の議がある毎に、長崎港に於ける貿易規則の改正が常に幕府の財政家に依つて考慮され、其結果は必ず何程かの制限に歸着した。元祿元年には遂に支那人の爲めにも居留地を設けると共に、其入港すべき船隻の數を限つた。即ち幕府は割符會所に命じて、小島郷に唐人屋敷なる居留地を設けて、從來市中に雜居して居つた支那人を此一劃に限つて居住させ、堀を穿つて他の地域と別つことゝした。此後とてもこれを和蘭商人に比較すれば、我支那人に對する態度は稍寛大であつたとはいへ、其居住地域の限定に至つては略同一であり、居留支那人の市中へ出入往來するに當てその我唐人番の警衛も亦同様であつた。加之元祿六年には居留地外に番所を設けて、益々其取締を嚴重にしたのである。次に入港の船隻の數についても制限を加へて七十艘と定めた。尤これは其後十一年に十艘を増して八十艘に定められた。

和蘭貿易に對しても、幕府は元祿十三年に長崎に入港する同國の商船を四五艘以内と制限し

た。併し船の大小については何等の規定がなかつたから、其後も從來よりは船體容量の大きい船を此制限内に入港させて依然として我れに不利なる貿易を續けて居り、而かも輸入品に對して拂ふべき銅の不足の爲めに貿易が行はれ難く、其結果外國商人は歸國が出来ないで、長崎に滞在するを餘儀なくさるゝに至つたから、其影響は長崎市民の困窮ともなり、又海上接荷の盛行ともなつた。是に於て幕府は遂に正徳五年、新井白石の建議に基いた新法即ち所謂正徳義解を實施して兩國の貿易上に一大改革を行ふことゝなつたが、それに據ると、和蘭商船の長崎入港を許されるものは一箇年に二艘、支那商船は三十艘に限られたと共に、貿易の數額にも制限を加へられ、貿易の方法をも改正された。其後も屢變更はあつたが、寛政二年には和蘭商船は更に減じて一箇年一艘に止められ、貿易の數額も從つて減少せしめらるゝことゝなつた。(後二艘に復した)支那商船の如きも、吉宗の時には家宣時代の施設に對する反動政策と、密貿易取締の必要とから、一時(享保二年)其隻數を十艘に増加したこともないではなかつたが、漸次これを減少して、元文五年には二十艘とするに至り(明和二年には十三艘に減じた)、從つて貿易の數額の如きも、連續減額が行はれた。殊に寛保二年には支那和蘭に通じて、半減令が發せられて居る。

當時我貿易の刷新を策したる新井白石は我有用の財を用ゐて彼無用の物に易へるは我國萬世の長策でない論じて居り、此論が其改革の中心をなして居たのであるが、是時幕府の長崎奉行に

交付された命令中にも、貿易の意義を説いてすべて貿易品の價は我國産物の餘剰を以て交易すべき觀があるに拘らず、當時我國に於て不足を訴ふる銅を、支那及び和蘭に安く買取らせ、其不足分は長崎出限の内これに償ふといふは失當の事である、且つ唐物の輸入の杜絶された場合に、日本の國用に窮する事ともならば已むを得ないが、唐船の輸入がなくなつたとして、我國産が不足を告ぐるものとしては、藥種以外にないといふのが、其主なる理由であつた。畢竟幕府の財政家は金銀銅の國外流出が夥しいのを見ても、積極的にこれに善處すべき方法を知らないで、只管消極的手段に出で長崎に入港すべき外國の商船及び貿易額の減少を圖る事が唯一の對應策と認められ、これが爲めに當時に於ける我國唯一の外國貿易港たる長崎も年一年と衰微を來たして再び往時の盛況を見ることが出来ぬやうになつた。

### 三 外國に對する危惧と諒解

然るに幕末に露西亞、英吉利、亞米利加合衆國の諸國が、頻に我國の門戸を叩いて其開國を迫るに至つてからの幕府は、何時迄も此消極的方針を祖法として墨守するを許されなかつた。初めの中こそ幕府は長崎以外の地に於ては一切其商議を受付けない態度を取つて、縦ひ彼等の中で長崎以外の地に寄港したるものがあつても、すべて長崎に回航を諭したから、松前に來る便のあつ

た露人レザノフでもプーチヤチレでも皆不利を忍んで、遙々長崎に渡航したものであるが、これはもとより幕府の一時逃れの口實であつたから、そこでも又談判の要領を得べくもなかつた。此形勢を看取した亞米利加が非常の決心を以て其目的を達すべくペリーを派遣してからは、浦賀や久里濱、下田、神奈川、横濱等の從來全く港灣史上に聞えなかつた無名の地名が黒船の碇泊地として斯に出現して來た事は猶は戰國時代に葡萄牙、西班牙の貿易船の渡來から、長崎其他の未知の港灣の數々が矢繼早に擡頭し出したのと同様であつた。

此前後鎖國攘夷を中心として我國論の沸騰したる事は今更云ふ迄もないところであるが、所謂鎖國も詮じ結むれば鎖港であり、開國も亦開港であつたから、港灣に關する我國上下の注意が此頃から次第に高潮し來つたことは事實である。只其時に於て戰國時代の情勢と異るところは戰國の諸大名が皆外國貿易を望んで居たのに反して、此時代の幕府はこれを好まず寧ろ無用視し厄介視して居つた事である。加之此時代の幕府は長崎一港以外の鎖港を續けたことが餘りに長かつたが爲めに、其初期に當つて戰國時代の連続として他の港灣にも外國貿易船の出入を許し、又我國民の海外貿易をも認め來つた事實はこれを閑却して、長崎以外の鎖港を行ふ事それ自身が所謂祖法であり、御國法であると揚言し、此祖法や御國法に背く事は絶対に不可能事であるといつて、和蘭及び清以外の諸外國の開港についての新要求を拒絶しつゝあつたのである。



殊に此時期に至つて幕府の當路者を始め、我國民間に從來の耶蘇教の布教に對するそれ以外に新たな對外的危惧として、外國の我領土の侵掠が現はれた。これは露西亞人の樺太や千島に對する態度から得た印象に基くものである。これが爲めに我國民の注意は從來全く閑却された北地に集中され、蝦夷地の開拓が一つのモットーとなつた事は、奈良平安朝以來の事であつて、箱館の如き松前の如き北方の港灣の名もつぎつぎに世に出でることゝなつた。

然るに彼文化五年敵國たる和蘭の商船拿捕の爲めに長崎港を搜索した英艦フェートン號の暴行事件もあつて、此對外恐怖の心理状態が我國民の腦裡に深く刻込まれ、久しく太平に馴れた我國民を擧げて一種の神經衰弱病者とならせた結果、文政八年幕府の異船打拂令となつて、異船の我港に近づいたものは有無をいはず砲撃を命じたのである。天保八年に我漂流民を送り還さんとして來朝した米船モリソン號は最初浦賀を指して來たものが砲撃を受け、更に鳥羽港を経て鹿児島灣に入れば又砲撃され、これでは長崎に廻つても亦同様であらうどこに折角の送還の望を絶つて澳門に引返すの餘儀なきに至つた。斯る非人道的な行動に出で乍ら、幕府の命令を遵奉して其目的を達した浦賀奉行は將軍よりの褒詞を受け、これに關係した與力同心も亦御褒美の金銀を頂戴したのは當然であるが、斯る外國の好意を空しうした非人道的行爲は本國の輿論を喚起してそれが延いて後には強硬なる態度を以て我開港を迫らせる事ともなつたのである。而かも我暴舉

は全く外國事情に暗かつた罪であつて、當時比較的海外事情を知つて居た高野長英、渡邊華山の如きですらも、モリソンを以て英國貿易船の總督で稀世の豪傑とした位であつた。後日幕府の當局はモリソン號の來朝が、全く我漂浪民送還の外他意なかつた事を知り、又清が排外暴擧の結果、屈辱的開港を餘儀なくされた事實を諒解するに及んで、大に悟るところがあつて、不法な打拂令も斷然廢止されて了つた。幕府の當局が斯く外國事情を知るに至ると共に、外國の要求に對する態度は次第に緩和され、一方に於ては、外國の侵掠に對する警備を怠らぬと共に、他方には外國の要求に應じて從來鎖された國內の港灣を開放するの政策を取るに傾いたから、港灣史上劃期的な事實の實現さるゝことゝなつたが、ここに至る迄には幾多政治外交上の大波瀾を見、又多くの犠牲者を出すに至つた事は言ふ迄もなからう。

#### 四 鎖國より開港へ

幕末外國の日本に對する開港の要求が、具體的となつて來たのは、嘉永六年六月亞米利加合衆國の大統領フィルモアの命に依つて、其水師提督ペリーが浦賀に來た時であつた。當時ペリーが日本國皇帝殿下(將軍の事)に宛てた書翰の中に、日本が其國を鎖して外國と交を絶ち乍らこれを仇敵視するは、其法制を立てた當初は、或は智慮ある處置であつたらうけれども、蒸汽船で自國

を發程すれば、十八日か二十日で日本に到達し得る程至つて容易に且つ迅速となつた今日、尙ほ此舊制を墨守するは無謀でもあり、又不可能でもあるといつて、兩國間の交易と自國船舶の炭水食料を得んが爲めに日本の南地に於て一港を開かれんことを望んだものである。(通航一覽續輯)當時米國國務省のペリーに與へた訓令に據れば、通商貿易の爲めに、一二港と、薪水食糧の供給と難破船の場合の修理との爲めに同じく一二港の開港と、日本近海の無人の小島でもよいから、貯炭所を設くる許可とを得んとしたものである。

若し此要求を容れるとしたならば、幕府が是迄此種の交渉に對して拒絶の口實とした祖法を破ることゝなるのであるから、幕府の當路はこれを獨斷するの非を悟りて、從來の先例を破り舊規に依らずして、諸大名に諮り、又幕府の旗本御家人の意見をも徴した。斯くて開港の可否を中心とした論議は重大なる政治問題として取扱はるゝことゝなつたのである。

もとよりそれらの意見書は祖法の變改すべからず、又貿易の百害あつて一利なきを主張して開港に反對するものが大多數を占めて居つたけれども、中には向山源太夫(篤)の如き比較的事理に通じて居たものは、交易は祖法に背くといふものがあるけれども、家康の時には、支那、朝鮮、琉球の外に、葡萄牙、西班牙、英吉利、和蘭、安南、暹羅、東埔塞等の諸國との交易を許され、我國からも朱印を賜つて、印度諸國に商船を乗出だし、これを御朱印船とも奉書船ともいつて居たのであつて、其後寛永十三年から我國の商船を外國に出だすことを禁せられ、同十五年島原一

撥の鎮定後は和蘭、支那二國の外、交易を禁せられて了つたのは、全く天主教の禁止の爲めであつたから、我國の禁教方針について、既に外國の諒解を得て居る今日、其點さへ堅く條約の明文で定められたならば交易を許さるゝとも、祖法に背く譯でもあるまい、矧して將來國力を補ふべき武備の一端ともなるべき事ならば、時に取つて祖法を斟酌して用ゐられてもよからう、既に交易は家康の時に許されたのを家光の時に禁止され、更に今になつて以前の祖法に復せらるゝとも道理は同じ事であらうといつて、交易許可の主張をなして居る(寛猛集)。非伊直弼の如きは、交易を許可するばかりでなく、我國からも、大坂、兵庫、堺等の豪商に命じて軍艦汽船を新造し、外國に渡航して貿易を行ひ、其事情を偵察させたがよからうと建白した(開國起源)。

ペリーの次には露國の使節プーチヤチンの長崎に乗り込んで、二港の開港を求めてから外交難は一層の深刻を加へて來た。當時プーチヤチンが我筒井、川路の兩全權に贈つた書翰は、更に日本の東洋に於ける地位の重要となつたことを告げ、若し我れにして從來の如き國策を變改せないならば、國運は危殆に瀕するであらうと痛論して居る。これに據れば、三四十年前迄は外國人も世界の僻遠なる土地に至りて豫期し難い利益を得る爲めに、危難を冒して航海することを憚つて居たけれども、今日では全く昔と變つて重要な發明が出來、蒸汽船の出來た爲めに、隔遠なる土地も縮み嘗ては數箇月を經なければ行けなかつた地方も、今は數週間の後に達せられるやうになつたから、外國の船が日本の洋面に航し、港灣に入るものゝ多くなつた事は、日本の政治家必

すこれを知るであらう、是等は決して害心を挾んで往來するものではなく、支那や亞米利加の西北岸、勘察加サンドウイツチ島等に於て交易を營むが爲めに往來の途中、必ず其中間にある日本諸島を通過せなければならぬからである、故に日本が若し外國の望を拒むに於ては、彼等は兵力を以てこれを要求するに至らぬとも限らぬが、日本は軍事にかけては極めて拙劣であり、港岸の壘塞を一望しても、砲術、築城術等亦頗る幼稚であるから、これを打碎かんには、少許の外國の軍船で事足り、日本の軍船を奪ひ又は打沈めて諸島の通路を絶つことも容易である、故に速に不法の政令を變改して外國との交通を開始し日本國運の隆盛を圖るがよからうといふのであつた。

幕末に於ける是等の目まぐるしい出來事や忠言が一層幕府の當局及び識者の眼を開かせた結果亞米利加を始めとして諸外國との間に和親條約がつぎ／＼に締結され、それが動機となつて政治的にも社會的にも幾多の波瀾を捲起することゝなつたばかりでなく、條約の實施についても、それらの諸外國との間に迂徐曲折を重ねて問題の解決を見るに至つたことは、余が『横濱及び神戸の開港事情』の小編(本誌第二十二卷第三號)に於て説いたところであるから、こゝにはこれを省略するが、これを要するに、幕府の所謂祖法の放棄は急轉直下鎖國より開港へと逆轉させたが、それは強ち外的壓迫のみに依つたものではなく、時勢の達觀と、更に遠き祖法の回顧とに基く内的反省も、當時にあつては此機運を醸成し促進した一つの強い力となつて居たことを閑却すべきでなからう。